

平成十六年法律第二百三十五号

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法

目次

- 第一次 総則（第一条—第六条）
- 第二章 役員及び職員（第七条—第十四条）
- 第三章 業務等（第十五条—第十八条）
- 第四章 雜則（第十九条—第二十二条）
- 第五章 罰則（第二十三条—第二十四条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所とす

る。

第三条 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）は、医薬品技術及び医療機器等技術に関し、医薬品及び医療機器等並びに薬用植物その他の生物資源の開發に資することとなる共通的な研究、民間等において行われる研究及び開発の振興等の業務を行ふことにより、医薬品技術及び医療機器等技術の向上のための基盤の整備を図るとともに、国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究並びに国民の栄養その他の国民の食生活に関する調査及び研究等を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進を図り、もって国民保健の向上に資することを目的とする。

（国立研究開発法人）

第三条の二 研究所は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第四条 この法律において「医薬品」とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第二百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第二条第一項に規定する医薬品であつて、専ら動物のために使用するもの以外のものをいう。

（定義）

第五条 研究所は、主たる事務所を大阪府に置く。

（資本金）

第六条 研究所の資本金は、附則第八条第二項並びに第十一条第二項及び第三項の規定により政

府から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で

定める金額の範囲内において、研究所に追加し

て出資することができる。

2 この法律において「医療機器」とは、医薬品医療機器等法第二条第九項に規定する医療機器であつて、専ら動物のために使用されるもの以外のものをいう。

3 この法律において「再生医療等製品」とは、医薬品医療機器等法第二条第九項に規定する再生医療等製品であつて、専ら動物のために使用されることが目的とされているもの以外のものをいう。

4 この法律において「医薬品技術」とは、医薬品の生産又は販売に関する技術のうち厚生労働省の所掌に係るものであつて、その品質、有効性及び安全性の確保又は向上に寄与するものその他の国民の健康の保持増進に相当程度寄与するものをいう。

5 この法律において「医療機器等技術」とは、医療機器、再生医療等製品その他の疾病的診断、治療若しくは予防に使用すること又は人の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている物（以下「医療機器等」という。）の生産又は販売に関する技術のうち厚生労働省の所掌に係るものであつて、これらの品質、有効性及び安全性の確保又は向上に寄与するものその他の国民の健康の保持増進に相当程度寄与するもの（医薬品技術を除く。）をいう。

6 この法律において「希少疾病用医薬品」とは、医薬品医療機器等法第二条第十六項に規定する希少疾病用医薬品を「希少疾病用医療機器」とは、同項に規定する希少疾病用医療機器を、「特定用途医薬品」とは、同項に規定する特定用途医薬品を、「特定用途医療機器」とは、同項に規定する特定用途医療機器を、「特定用途再生医療等製品」とは、同項に規定する特定用途再生医療等製品をいう。

（役員）

第七条 研究所に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 研究所に、役員として、理事一人を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）

第八条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して研究所の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていなければ、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

（理事の任期）

第九条 理事の任期は、二年とする。

（役員の欠格条項の特例）

第十条 通則法第二十二条の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるもの（次条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、理事又は監事となることができる。

（業務の範囲）

第十五条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 医薬品技術及び医療機器等技術に関する次に掲げる業務

イ 医薬品及び医療機器等並びに薬用植物その他の生物資源の開発に資することとなる共通的な研究を行い、その成果を普及すること。

ロ 政府等（政府及び独立行政法人（通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいいう。以下同じ。）を除く。）以外の者に対する業務

イ 医薬品及び医療機器等並びに薬用植物その他の生物資源の開発に資することとなる共通的な研究を行い、その成果を普及すること。

（業務等）

第十六条 研究所の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（業務の範囲）

第十七条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 医薬品技術及び医療機器等技術に関する次に掲げる業務

イ 医薬品及び医療機器等並びに薬用植物その他の生物資源の開発に資することとなる共通的な研究を行い、その成果を普及すること。

（業務等）

第十八条 研究所の理事長の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第二百三十五号）第十二条」とする。

（研究所の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用について）

第二十条 研究所の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第二百三十五号）第十二条」とする。

（研究所の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用について）

第二十一条 研究所の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第二百三十五号）第十二条」とする。

（研究所の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用について）

第二十二条 研究所の理事長の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第二百三十五号）第十二条」とする。

（研究所の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用について）

第二十三条 研究所の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第二百三十五号）第十二条」とする。

（研究所の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用について）

第二十四条 研究所の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第二百三十五号）第十二条」とする。

（研究所の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用について）

成十六年法律第二百三十五号）第十条及び第十一條」とする。

（秘密保持義務）

研究所の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（役員及び職員の地位）

研究所の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（第三章 業務等）

第十三条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 医薬品技術及び医療機器等技術に関する次に掲げる業務

イ 医薬品及び医療機器等並びに薬用植物その他の生物資源の開発に資することとなる共通的な研究を行い、その成果を普及すること。

（業務の範囲）

第十四条 研究所の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（第三章 業務等）

第十五条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 医薬品技術及び医療機器等技術に関する次に掲げる業務

イ 医薬品及び医療機器等並びに薬用植物その他の生物資源の開発に資することとなる共通的な研究を行い、その成果を普及すること。

（業務の範囲）

第十六条 研究所の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（第三章 業務等）

第十七条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 医薬品技術及び医療機器等技術に関する次に掲げる業務

イ 医薬品及び医療機器等並びに薬用植物その他の生物資源の開発に資することとなる共通的な研究を行い、その成果を普及すること。

（業務の範囲）

第十八条 研究所の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（第三章 業務等）

第十九条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 医薬品技術及び医療機器等技術に関する次に掲げる業務

イ 医薬品及び医療機器等並びに薬用植物その他の生物資源の開発に資することとなる共通的な研究を行い、その成果を普及すること。

（業務の範囲）

第二十条 研究所の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（第三章 業務等）

第二十一条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 医薬品技術及び医療機器等技術に関する次に掲げる業務

イ 医薬品及び医療機器等並びに薬用植物その他の生物資源の開発に資することとなる共通的な研究を行い、その成果を普及すること。

（業務の範囲）

第二十二条 研究所の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（第三章 業務等）

第二十三条 研究所は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 医薬品技術及び医療機器等技術に関する次に掲げる業務

イ 医薬品及び医療機器等並びに薬用植物その他の生物資源の開発に資することとなる共通的な研究を行い、その成果を普及すること。

（業務の範囲）

第二十四条 研究所の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

四 一項及び第二十一条において「安定供給確保支援業務」という。)を行うこと。
五 国民の栄養その他国民の食生活の調査及び研究を行うこと。
六 食品について栄養生理学上の試験を行うこと。
七 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。
八 第一号、第二号及び第四号から前号までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
二 研究所は、前項の業務のほか、次の業務を行う。
一 健康増進法(平成十四年法律第二百三号)第十条第二項の規定に基づき、国民健康・栄養調査の実施に関する事務を行うこと。
二 健康増進法第四十三条第三項(同法第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第四十三条第一項の規定による許可又は同法第六十三条第一項の規定による承認を行うについて必要な試験を行うこと。
三 健康増進法第六十一条第五項(同法第六十三条第二項及び第六十六条第三項において準用する場合を含む。)の規定により収去された食品の試験を行うこと。
四 食品表示法(平成二十五年法律第七十号)第八条第一項の規定により収去された食品の試験を行うこと。
(株式等の取得及び保有)
第十五条の二 研究所は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。
(基金の設置等)

第十五条の三 研究所は、厚生労働大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において安定供給確保支援業務に関する事項を定めた場合には、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十三条第一項に規定する基金(次項及び次条において「基金」という。)を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもつてこれに充てるものとする。

3 厚生労働大臣は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第十三条第三項又は第十四条第三項において準用する同法第九条第六項の規定による通知をした場合において、必要があると認めるときは、研究所に対し、前項の規定により交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付すべきことを命ずるものとする。

4 前項の規定による納付金の納付の手続及びその帰属する会計その他国庫納付金に關し必要な事項は、政令で定める。

(区分経理)

第十五条の四 研究所は、前条第一項の規定により基金を設けた場合には、当該基金に係る業務について、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第十六条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)の規定(罰則を含む。)は、第十五条第一項第二号及び第三号の規定により研究所が交付する助成金について準用する。この場合において、同法(第二条第七項を除く。)中「各省各庁」とあるのは、「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」と、「各省各庁の長」とあるのは、「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二项、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは、「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは、「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の事業年度」と読み替えるものとする。

(試験研究実施者等の納付金)

第十七条 研究所は、業務方法書で定めるところにより、第十五条第一項第二号の助成金の交付を受けた者であつて、当該助成金に係る希少疾患用医薬品、希少疾病用医療機器若しくは希少疾病用再生医療等製品又は特定用途医薬品、特定用途医療機器若しくは特定用途再生医療等製品に関する試験研究を行つた者又はその承継人の(以下この条において「試験研究実施者等」と

いう。)から、当該希少疾病用医薬品、希少疾品又は特定用途医薬品、特定用途医療機器若しくは特定用途再生医療等製品の利用により試験研究実施者等が得た収入又は利益の一部を同号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に充てるための納付金として徴収することができる。(積立金の処分)

第十八条 研究所は、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間(以下この項において「中長期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一条又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間に係る通則法第三十五条の五第一項の認可を受けた中長期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その後のもの)の定めるところにより、当該次の中長期目標の期間における第十五条に規定する業務の財源に充てることができる。

厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

研究所は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

前三項に定めるもののほか、前項の納付金の納付の手続その他の積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雜則

(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求)

第十九条 厚生労働大臣は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、研究所に対し、第十五条规定する業務(同条第一項第一号から第三号までに掲げる業務並びに同項第一号及び第二号に掲げる業務に附帯する業務を除く。)のうち必要な調査及び研究又は試験の実施を求めることができる。

研究所は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

第二十条 研究所に係る通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

(主務大臣等)

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他主管業務に関する事項については、厚生労働大臣

二 第十五条第二項第二号から第四号までに掲げる業務に関する事項については、厚生労働大臣及び内閣総理大臣

三 第十五条に規定する業務のうち前号に規定する業務以外のものに関する事項については、厚生労働大臣

（中長期目標等に関する内閣総理大臣等との協議）

2 研究所に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

2 厚生労働大臣は、通則法第三十五条の四第一項の規定により中長期目標（安定供給確保支援業務に係る部分に限る。）を定め、又は変更するときは、あらかじめ、内閣総理大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

2 厚生労働大臣は、通則法第三十五条の五第一項の規定による中長期計画（安定供給確保支援業務に係る部分に限る。）の認可をするときは、あらかじめ、内閣総理大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。（国家公務員宿舎法の適用除外）

第二十二条 国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の規定は、研究所の役員及び職員には適用しない。

第五章 罰則

第二十三条 第十三条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十五条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

二 第十八条第一項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。

（施行期日）

附 則

二 附則第十七条の規定 この法律の公布の日又は国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第二百三十号)の公布の日のいづれか遅い日

(職員の引継ぎ等)

第二条 研究所の成立の際現に厚生労働省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者は、厚生労働大臣が指名する者を除き、別に命令を發せられない限り、研究所の成立の日において、研究所の職員となるものとする。

第三条 前条の規定により研究所の職員となつた者に対する国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第八十二条第二項の規定の適用については、研究所の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

第四条 附則第二条の規定により厚生労働省の職員が研究所の職員となる場合には、その者に対しては、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第二百八十二号)に基づく退職手当は、支給しない。

3 研究所は、前項の規定の適用を受けた研究所の職員に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

4 研究所の職員となる場合の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。
研究所の成立の日の前日に厚生労働省の職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続いた在職期間を研究所の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

5 研究所は、研究所の成立の日の前日に厚生労働省の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いた後引き続いて国

年法律第二百十六号)による失業給付の受給資格を取得するまでの間に研究所を退職したものであつて、その退職した日まで厚生労働省の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しても、同条の規定により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

第六条 附則第二条の規定により研究所の職員となつた者であつて、研究所の成立の日の前日ににおいて厚生労働大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第一項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、研究所の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、研究所の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、研究所の成立の日の前日における厚生労働省共済組合の組合員である職員に関する経過措置

第七条 研究所の成立の際現に存する国家公務員法第八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が附則第二条の規定により研究所に引き継がれる職員であるものは、研究所の成立の際労働組合法(昭和二十二年法律第二百七十四号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

第八条 研究所の成立の際現に厚生労働省の部局又は機関で政令で定めるものとし、以下この条において「役職員」という。となる場合であつて、かつ、

引き続き同日以後において役職員である場合にあつた者は、研究所以の成立の時ににおいて研究所が承継する。

は、当該役職員は、同日から起算して二十日を経過する日(正当な理由があると厚生労働省共済組合が認めた日)までに申出をしたときは、同日以後引き続く当該役員である期間厚生労働省共済組合を組織する職員に該当するものとする。

第九条 前条第一項の規定により研究所が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない(国有財産の無償使用)。

第十条 国は、研究所以の成立の際現に附則第二条に規定する厚生労働省の部局又は機関で政令で定めるものに属する者の住居の用に供されてい

る国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、研究所の用に供するため、研究所に無償で使用させることができる。(独立行政法人医薬品医療機器総合機構の権利義務の承継等)

第十二条 研究所の独立の際、附則第十六条の規定による改正前の独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第二百九十二号)以下「旧機構法」という。)第十五条第一項第三号及び第四号並びに附則第十八条第一項から第三項までに掲げる業務に關し、現に独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構」といふ。)が有する権利及び義務は、研究所の成立の時において研究所が承継する。

第十三条 前項の規定により研究所が機構の権利及び義務を承継したときは、旧機構法第二十九条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定において研究所の成立の日の前日までに政府から機関に対し出資された額は、その承継に際し政府から研究所に、第十八条第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものとする。

第十四条 第一項の規定により研究所が機関の権利及び義務を承継したときは、その承継の際旧機構法

りでない。を含む。)の支給を受けているときは、この限り

(国立健康・栄養研究所の役員又は職員から引き続き研究所の役員又は職員となつた者についての国家公務員共済組合法の適用に関する経過措置)

第四条 施行日の前日に国民健康・栄養研究所の役員又は職員として在職する者（同日において国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十九号）第二百二十四条の三の規定により読み替えて適用する同法第三条第一項の規定により

厚生労働省に属する同法第二条第一項に規定する職員及びその所管する独立行政法人（通則法第一条第一項に規定する職員とみなされる者をもつて組織された国家公務員共済組合（以下この項において「厚生労働省共済組合」という。）のうち国家公務員共済組合法別表第3に掲げるものの同法第二百二十四条の三の規定により同号に規定する職員とみなされる者をもつて組織された国家公務員共済組合（以下この項において「厚生労働省共済組合」という。）の組合員であるものに限る。）が施行日において引き続いて研究所の役員又は職員（同条の規定により同号に規定する職員とみなされるものに相当するものに限る。以下この条において「役職員」という。）となる場合であつて、かつ、引き続き施行日以後において研究所の役職員である場合には、同法の規定の適用については、当該役職員は、施行日から起算して二十日を経過する日（正当な理由があると厚生労働省共済組合が認めた場合には、その認めた日）までに厚生労働省共済組合に申し出をしたときは、施行日以後引き続いだ該役職員である期間厚生労働省共済組合を組織する同号に規定する職員に該当するものとする。

前項に規定する研究所の役職員が同項に規定する期限内に同項の申出を行ふことなく死亡した場合には、その申出は、当該期限内に当該役職員の遺族（国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族に相当する者に限る。）が施行日において引き続いだ該役職員である場合であつて、かつ、当該役職員又は職員として在職する者（同日において厚生労働省共済組合の組合員であるものに限る。）が施行日において引き続いだ該役職員は、当該役職員は、次項において同じ。）がすることができる。

施行日の前日において国立健康・栄養研究所の役員又は職員として在職する者（同日において厚生労働省共済組合の組合員であるものに限る。）が施行日において引き続いだ該役職員又はその遺族が第一項に規定する期限内に同項の申出を行わなかつた場合には、当該役職員は、国家公務員共済組合法の適用については、施行

第十六条 施行日が食品表示法の施行の日以後である場合には、前条（同法附則第八条の改正規定及び同法附則第十二条の次に一条を加える改正規定に限る。）の規定は適用せず、この法律のうち次の表の上欄に掲げる独立行政法人医療基盤研究所法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第八条 施行日前にした行為並びに前条の規定によりなお從前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為及び健康増進法(平成十四年法律第百三号)第十条第一項の国民健康・栄養調査に関する事務に従事した国立健康・栄養研究所の職員であった者が施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なほ従前の例による。

第六条 独立行政法人國立健康・栄養研究所の廃止する。 (罰則に関する経過措置)

第五条 (国有財産の無償使用)
厚生労働大臣は、この法律の施行の際現に国公立健康・栄養研究所に使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めることにより、研究所の用に供するため、研究所に無償で使用させることができる。
(由立行文去り國立健長・長井伊豆子印) 併記
上

卷之三

<p>第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有すること</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p>	<p>第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき処分、手續その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手續その他の行為とみなす。</p> <p>（处分等の効力）</p>	<p>第二十七条 新通則法第一条第一項に規定する個別法及び新通則法第四条第二項の規定によりその名称中に国立研究開発法人とという文字を使用するものとされた新通則法第二条第一項に規定する独立行政法人が当該名称の変更に伴い受けれる名義人の名称の変更の登記又は登録については、登録免許税を課さない。</p> <p>（課税の特例）</p>	<p>第一条 この法律は、施行の日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成二六年六月一三日法律第六七号) 抄 (施行期日)</p>	<p>第一項 第十五条第一号ハからトまでをへまでを同号ハからトまでに改める。</p> <p>〔第十五条第一号口からヘま号ハからホで〕に改める。</p> <p>規定期間の附則第十二条第六項中「第十同号ニから正五条第一号ハからトまで」をへまでを同号口とし、号口とし、</p> <p>〔第十五条第一号口からヘま号ハからホまで〕とする。</p>
---	--	---	--	---	---

とされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

附 則 (平成三十一年七月二十五日法律第七

(施行期日) 八号) 抄

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年二月一四日法律第

(施行期日) 九四号) 抄

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

第三十五条 この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(経過措置)
号) 抄

附 則 (令和元年一二月四日法律第六三

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十二条及び第三十九条の規定
の日
(罰則に関する経過措置)

第三十八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとする場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第三十九条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年五月一八日法律第四三

(施行期日)
号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八
号) 抄

1 (施行期日)
この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定
公布の日